## 指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟ふるさと村アピール館条例(平成3年新潟県条例第41号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 募集する事項
  - (1) 対象施設及び対象業務
    - ア 対象施設 新潟ふるさと村アピール館
    - イ 対象業務
      - (ア) 条例第2条各号に掲げる新潟ふるさと村アピール館の事業の実施に関する業務
      - (イ) 新潟ふるさと村アピール館の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 指定の期間

平成28年4月1日から平成35年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等が構成するグループとし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、グループの構成員になることはできない。また、複数のグループの構成員に同時になることはできない。

申請者 (グループの構成員を含む。)は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 新潟県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により、更正又は再生手続きを開始している者でないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (5) 経営状況が健全であること。
- (6) 新潟県に主たる事務所(本社、本店)を置く又は置こうとする者であること。
- (7) 指定管理者になろうとする法人等 (グループの構成員を含む。)及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者 をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力 団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維 持運営に協力し、又は関与している者
- (8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 募集に関する必要な事項を示す場所等
  - (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部観光局交流企画課企画調整グループ

電話 025-280-5253

(2) 募集要項の交付方法

新潟県産業労働観光部観光局交流企画課で交付するほか、新潟県観光局ホームページからも入手可能である。

(3) 募集期間

平成27年7月15日 (水) ~平成27年8月31日 (月)

(4) 申請書類の提出期限平成27年8月31日(月)まで

## 4 その他

- (1) 失格 申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に反している場合及び審査 の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。